

# 「酒類の地理的表示に関する表示基準」 Q & A

令和 3 年 7 月  
国 税 庁

## 「酒類の地理的表示基準に関する表示基準」Q & A 目次

- 問1 地域団体商標を登録していますが、類似の名称で地理的表示の指定を受けることはできますか。
- 問2 清酒の原料となる水は、産地内で採水した水を使用する必要がありますが、当該水が水道水の場合、どの場所が採水地となりますか。
- 問3 休業中の酒類製造業者や試験製造免許者も指定に関する同意の対象となりますか。また、書面での手続は必要ですか。
- 問4 指定後に生産基準の内容を変更することはできますか。
- 問5 地理的表示の保護はどのような考え方の下で行われるのでしょうか。
- 問6 「日本酒」に炭酸ガスを混和した酒類は「日本酒」の表示ができますか。
- 問7 生産基準を満たす酒類に食品添加物（着色料）として金箔を加えた場合でもGIを表示できますか。
- 問8 管理機関が実施する確認業務において生産基準を満たしていると認められた酒類には必ず地理的表示等の表示をしなければならないのでしょうか。

## 改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	令和3年7月2日	初版発行

本Q & Aでは以下の略称を使用しています。

表示基準：酒類の地理的表示に関する表示基準（平成27年10月30日国税庁告示第19号）

ガイドライン：酒類の地理的表示に関する表示基準の取扱いについて（法令解釈通達）

G I：地理的表示

## 【地理的表示の指定（第2項、第3項関係）】

（問1）地域団体商標を登録していますが、類似の名称で地理的表示の指定を受けることはできますか。

（答）

通常「東京ワイン」など産地名と商品名のみからなる商標は商標登録ができませんが、商標法第7条の2で規定されている「地域団体商標制度」に基づき一定の要件を満たした場合には商標登録を受けることができます。

地理的表示の指定より先に、このような類似の名称が商標登録されている場合は、地理的表示の名称の使用により商標権を侵害するおそれが生じるため、表示基準第3項(1)により地理的表示の指定はできません。ただし、当該登録商標の権利者が、地理的表示の管理機関を組成しようとしている者と同一の場合等はこの限りではありません。

この場合、地域団体商標では自主的な取り組みにより行われている品質維持に関する取り組みについて、地理的表示では生産基準として明文化していただく必要が生じます。

地域団体商標における品質ルールと地理的表示における品質ルールが異なる場合は、その「同一性」に疑義が生じるため、地理的表示の指定をすることができません。また、地理的表示の指定後、地域団体商標における品質ルールが地理的表示の生産基準と乖離してしまった場合には、酒類の特性を維持するための管理が適切に行われていないものとして、地理的表示を取り消す可能性があります。

なお、両制度とも「地域ブランド」の付加価値向上に資する制度であり、消費者に対して確立した品質であることを正確に伝えていく観点からも、両制度を整合的に運用していただくことが必要です。

（問2）清酒の原料となる水は、産地内で採水した水を使用する必要がありますが、当該水が水道水の場合、どの場所が採水地となりますか。

（答）

「採水」とは、原料の水を酒類製造者が自己の管理下に置くことと考えています。

なお、「〇〇川の表流水を採取したもの」など水の水源を特定したい場合は、その旨を生産基準等で明確にする必要があります。

（例）

1. 公的に管理されている水道から採水する場合  
酒類製造者が設置した給水用具の場所が「採水地」です。
2. 地下水をくみ上げて採水する場合

井戸やポンプ等の設置場所が「採水地」です。

3. タンクローリー等で水を輸送等する場合

タンクローリー等に給水した場所が「採水地」です。

**(問3) 休業中の酒類製造業者や試験製造免許者も指定に関する同意の対象となりますか。また、書面での手続は必要ですか。**

(答)

休業中の酒類製造業者は、製造再開後は「酒類の地理的表示に関する表示基準」(以下「表示基準」といいます。)を遵守することが必要ですので、同意の対象となります。試験製造免許者は、販売を目的として酒類を製造する者ではないため、移出する酒類は表示基準を遵守することが必要ですが、原則として同意の対象とする必要はありません。

また、同意に関しては書面等の特定の様式を用いる必要はなく、総会の決議等の他の方法によることも可能ですが、何らかの形式で同意を得たことの記録を残していただくことが必要です。

なお、酒造組合等の酒類製造者により組織されている団体が活動単位としている地域の範囲の一部又は全部と重複する地域を産地の範囲として地理的表示の指定を受けようとする場合は、その団体からも同意を得ていただく必要があります。

**【指定した地理的表示の変更(第5項関係)】**

**(問4) 指定後に生産基準の内容を変更することはできますか。**

(答)

地理的表示の名称、産地の範囲、酒類区分又は生産基準のうち酒類の品目に関する事項の変更については、原則として法令改正又は他の地理的表示の指定に起因する変更についてのみ行うことができます。例えば、市町村合併を起因として産地の範囲を変更する場合があります。

また、生産基準のうち酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項の変更については、地域ブランド価値の向上等を図るための変更を除き、原則として行わないこととしています。さらに、地域ブランド価値の向上等を図るための変更とは、単に原料や製法を厳しくすればよいといったものではなく、その変更の根拠についても消費者等に十分に理解されるように努めなければなりません。

例えば、ぶどう酒において新たなぶどう品種を原料に追加する場合については、一定のぶどう栽培期間(ぶどうは年1回収穫されますので数年間。)に渡って追加しようとする品種を用いてワインを製造し、管理機関がそのワインの品質を評価して知見を蓄積するなど、対外的に説明が可能な根拠を準備していた

だく必要があります。

### 【地理的表示の保護（第9項関係）】

**（問5）地理的表示の保護はどのような考え方の下で行われるのでしょうか。**

（答）

地理的表示は、WTO（世界貿易機関）協定の附属書である TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）により、知的財産権の1つであると定義されています。TRIPS 協定では、知的財産権は私権とされ、民事裁判手続きによる権利保護と権利者の申し立てによる国境措置の実施が求められています。他方で、地理的表示では例外規定が設けられており、これらの手続き等を行政上の措置に代えることができることとされています。

この例外規定に基づき、日本の酒類の地理的表示については、国税庁における表示基準として執行していますが、その運用に関しては、TRIPS 協定の主旨を踏まえ、民事上の司法手続きの代替としての措置であることを尊重すべきであると考えております。

そこで、ガイドライン第1章9では「地理的表示の保護の申し立て」に関する手続きを定めており、地理的表示の使用に関して利害関係を有する者<sup>（注1）</sup>は、税務署長に対して適切な措置（表示の取り締まり）を求める申し立てができることとしています。

税務署等では、原則としてこの申し立てに基づき、地理的表示の保護を行うこととしています<sup>（注2）</sup>。

（注1） 具体的には、「地理的表示の名称を使用してはならない酒類に地理的表示の名称を使用していることによって、営業上の利益を侵害され又は侵害されるおそれがある者」が申し立てできます。同じ知的財産権である商標権等と異なり、地理的表示は地域共有の財産であり、私権ではあるものの特定の者が使用権等を独占すべきではないという解釈が一般的です。

（注2） 消費者利益の確保等の観点から、税務署等が申し立てによらない地理的表示の保護を行うことを排除するものではありません。

**（問6）「日本酒」に炭酸ガスを混和した酒類は「日本酒」の表示ができますか。**

（答）

酒税法上、炭酸ガスの混和は製造行為に該当（以下「みなし製造」といいます。）しますが、酒類に炭酸ガスの混和をした酒類の品目は、混和前の酒類の品目とす

ることとされています。

G I 日本酒は、酒税法の清酒の定義を基本にしていることから、「日本酒」に炭酸ガスを混和した酒類であっても「日本酒」の表示ができます。

なお、G I 日本酒以外の地域 G I についても同様の取扱いとなります。

**(問7) 生産基準を満たす酒類に食品添加物(着色料)として金箔を加えた場合でも G I を表示できますか。**

(答)

生産基準を満たす酒類に食品添加物(着色料)として金箔を加えた場合でも、G I の表示は可能です。

このような、みなし製造以外の原料の使用(例えば、金箔(食品添加物)を酒類に加えること)又は製法であって、生産基準で明文化されていない行為が行われた場合については、次のとおり適否を判定することになります。

- ① 酒税法又は他の法令により、酒類でなくなる又は酒類の品目が変わるかどうか。
- ② 生産基準又は業務実施要領で規定している事項<sup>(注)</sup>に反しているかどうか。

なお、以上で判定できない場合は、その行為が酒類の特性を損なうものでないかを管理機関が個別に判断することとなります。

(注) 例えば、生産基準を満たす酒類に金箔を加えることを禁じたい場合は、生産基準等でその旨を規定する必要があります。

#### **【地理的表示であることを明らかにする表示(第11項、第12項関係)】**

**(問8) 管理機関が実施する確認業務において生産基準を満たしていると認められた酒類には必ず地理的表示等の表示をしなければならないでしょうか。**

(答)

管理機関が実施する確認業務において、構成員等から確認の申込みがあった酒類が「酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項」及び「酒類の原料及び製法に関する事項」(以下「生産基準」という。)を満たしていると認められた場合であっても、当該酒類の容器又は包装に地理的表示を表示するかどうかは当該酒類を製造した酒類製造者の判断によることとなります。

なお、当該酒類に地理的表示の名称を使用する場合は、使用した地理的表示の名称のいずれか一箇所以上に「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「G I」の文字を併せて使用する必要があります。

また、適用除外(先使用や登録商標等)を受けている酒類について、管理機関

が実施する確認業務を受けた結果、生産基準を満たしていると認められた場合は、その後出荷する酒類について、引き続き、地理的表示の名称の表示を行おうとする場合には、「G I」等の地理的表示であることを明らかにする表示を併せて行う必要が生じます。